

東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事

設計・施工に関する基本条件書

令和8年4月

東日本高速道路株式会社 関東支社

さいたま工事事務所

○基本条件書

大項目	中項目	小項目	内容	備考
全体	前提条件	共通仕様書	・東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事（以降、「本工事」という）の実施設計（以降、「本業務」という）においては、東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事基本条件書（以降、「本条件書」という）に記載されている事項以外、調査等共通仕様書（令和7年7月）に基づき実施するものとする。 ・本工事の施工においては、本条件書に記載されている事項以外、土木工事共通仕様書（令和7年7月）および施設工事共通仕様書（令和7年7月）に基づき実施するものとする。	
		適用する諸基準	・本工事の設計・施工の計画は、設計要領第一集、第二集、第三集、第四集、第五集、第七集、第八集（いずれも東日本高速道路株式会社）の最新版に準拠して実施するものとする。設計要領に関連する基準・指針等は本条件書にて別途指定する場合を除き、最新版を用いることとする。なお、これら以外の基準・指針等を用いる場合には、当該基準等の適用に問題ないことを技術資料等により確認・証明できるものに限り認められるものとする。	
		設計・施工上のリスク分担	・優先交渉権者は、設計内容について発注者の確認、承認を得た場合においても、設計内容に関する一切の責任を免れるものではない。	
	工期		・本業務の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から1020日間を想定している。 ・本工事は、後片付けを除く現地作業を令和12年度末までに完成させるものとする。 ・本工事の工期は、優先交渉権者と本業務の設計成果に基づく工事設計図書の作成時に合意した工期とする。 ・全体の計画工程表は、技術提案書作成段階および本業務の設計成果に基づく工事契約図書の作成時に発注者へ提出するものとする。なお、発注者が想定する参考工程表を「別紙-1」に示す。	
	路線名の表記		東京外環自動車道(大泉JCT KP0.00~川口JCT KP17.50)	
	現況交通量		・「別紙-2」のとおり	
	貸与資料		・貸与資料については、契約締結後2週間以内に下記の資料を貸与する。 ・完成図（別紙-3のとおり） ・設計報告書（別紙-3のとおり） ・土質調査報告書（別紙-4のとおり） ・地質調査報告書（別紙-4のとおり） ・令和7年度 三郷管理事務所管内耐震補強工事に伴う交通運用検討業務報告書 ・東京外環自動車道 浦和地区段差防止構造設計報告書：設計レベル（詳細設計） ・東京外環自動車道 和光地区耐震補強設計報告書：設計レベル（RC橋脚に関する項目：詳細設計）（鋼製橋脚に関する項目：基本設計） ・東京外環自動車道 川口地区耐震補強設計報告書：設計レベル（RC橋脚に関する項目：詳細設計）（鋼製橋脚に関する項目：基本設計） ・令和2年度 東京外環自動車道 綾瀬川橋耐震補強検討業務報告書：設計レベル詳細設計 ・光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和5年8月） ・三郷管理事務所管内 交通規制作業マニュアル（令和7年4月） ・架空線等上空施設および地下埋設物関連事故防止マニュアル[Ver.1.2]（平成28年10月） ・関東支社管内 施設管理用図面(三郷管理事務所内)	
	基本性能（要求事項）		・本工事における耐震補強後に要する性能は、「既設橋の耐震性能2」を満たすものとする。「既設橋の耐震性能2」とは国土交通省事務連絡（平成27年6月25日）に示される「既設道路橋において求める橋の耐震性能とその観点」における耐震性能2に相当する性能とする。」 - また、本業務では道路橋示方書平成24年を準用するものとする。 ・貸与資料の耐震補強設計成果をもとにした耐震補強目的物（以下、「耐震目的物」という）を施工するための施工計画立案を基本とする。 - なお、技術提案は、参考図に示す耐震目的物における橋脚の補強工法の変更を認める。概算費用の算出は提案した耐震目的物に従って算出すること。 ・耐震目的物は、中長期的な維持管理の合理性を考慮した構造とすること。 ・完成後の構造物は、隣接する一般道等の建築限界を侵さない構造となるよう計画すること。	

○基本条件書

大項目	中項目	小項目	内容	備考
全体	設計条件	設計対象	・本業務の設計は、特記仕様書（案）および金抜設計書（案）に示す内容を基本とする。 ・耐震目的物の変更をする場合は、変更後の耐震補強設計が「既設橋の耐震性能2」を満たすよう設計する。 ・本業務の設計は、耐震補強工事に際して一般道等を一時的に改築した場合、道路として供用に必要な構造物、付属物、施設物およびその他公共設備等が全て機能する状態となるよう復旧等するための設計を含むものとする。 ・その他、本工事に付随して実施することが望ましいと考えられる設計は、実施の可否を発注者と協議し、本業務に追加できるものとする。	
		既設構造物補修	・塩分含有量試験用の試料採取は、掛違橋脚および排水管を有する橋脚の施工範囲について本工事でて行う。 ・なお、本工事により採取した塩分含有量試験用の試料については、発注者に引き渡すものとし、試料採取から補修方法が定まるまで約30日を想定している。 ・塩分含有量試験、塩分拡散予測、はつり範囲の補修図作成は、発注者が行う。 ・既設構造物の事前点検の結果等を踏まえた補修図の作成は、本業務で行う。 ・本工事の施工対象範囲外の補修は実施しないこととするが、本工事に追加する場合の補修図作成は発注者が行うものとする。 ・塩分含有量試験結果を踏まえた想定補修範囲は「別紙-5」のとおりとする。	
		一般道の道路規格	・一般道の現況の道路規格および耐震補強工事の施工中に必要な改築後の道路規格は「別紙-6」のとおりとする。	
	施工条件	施工時期	・国道298号本線および国道298号ランプにおける車線規制を伴う車道および歩道上の工事抑制期間は以下の①～⑤の期間である。 ①土曜、日曜および祝日 ②4月下旬から5月上旬の11日間程度 ③8月上旬から8月下旬の7日間程度 ④12月下旬から1月上旬の9日間程度 ⑤3月1日から3月31日の31日間程度	
		作業日および作業時間	・土木工事共通仕様書1-13の規定にかかわらず、夜間、土曜、日曜、祝日（振替休日含む）は作業が可能である。 ・夜間作業は、環境基準値内であっても騒音・振動等周辺環境に配慮するものとする。 ・騒音・振動等が発生する作業は23時～翌5時までは実施しないことを基本とするが、環境基準値内であれば、作業可能とする。	
		高速道路等の交通規制可能時間帯	「別紙-6」のとおりとする。	
		施工方法	・一般道の交通影響を最小限とする施工方法を検討すること。 ・補強工法は貸与する成果品を基本とするが、より一般道への影響を最小限にすることができ、かつ、施工性・経済性・社会的影響についてより合理的となる場合は、耐震目的物、および橋脚の補強工法を変更することができる。ただし、この場合は本業務の中で発注者と協議のうえ変更する必要がある。 ・国道298号本線および国道298号ランプの車線シフトのテーパー長は、最低限40mを確保すること。 ・国道298号本線および国道298号ランプの車線規制を検討する場合は、緊急車両の動線を確保した計画とすること。 ・国道298号副道の通行止めを実施する場合は、代替路を検討すること。また、通行止め期間中も緊急車両の動線を確保した計画とすること。 ・工事ヤードへの資機材および機械の搬入搬出は、車線規制を実施したうえで行うこと。（交通規制を伴わない駐停車による搬入搬出は認めない） ・国道298号本線および国道298号ランプの車線シフトに用いる仮設防護柵は、B種相当以上とする。 ・施工に際して既設道路施設物等の撤去・移設が必要な場合は、代替施設および復旧を検討すること。なお、撤去物の想定数量・想定項目は「別紙-7」のとおりとする。	

○基本条件書

大項目	中項目	小項目	内容	備考
全体	施工条件	使用できる工事ヤード	・一般道の交通を阻害しない範囲における国道298号の中央分離帯部は、ヤード使用計画を発注者に確認のうえ使用できるものとする。 ・工事ヤードとして使用することに伴い、既設構造物を一時撤去する場合は、必要に応じて代替物を設置すること。 ・工事完了時は、使用した工事ヤードを現況復旧すること。 ・東京外環自動車道を中心に片側5kmの一帯範囲内に工事用車両等の作業基地、掘削土砂、発注者所有の資機材（仮設防護柵、撤去物等）の仮置き場として利用可能な敷地を工事期間中無償で貸与するものとする。約2,000m²の敷地を1箇所無償貸与することとし、敷地を利用する場合は利用計画書を作成し発注者へ提出するものとする。	
		騒音および振動の防止	・既設の遮音壁を一時撤去する場合は、周辺の近隣住民への影響を最小限とするよう検討すること。また、工事完了時は、一時撤去した遮音壁を復旧するものとする。 ・工事に起因する振動・騒音により近隣住民に影響を与えると判断される場合には、適切な対策設備を設けることとする。 ・上記以外においてもすべての関係諸法令および条例等を遵守し、工事に伴う周辺環境への影響に配慮するものとする。なお、撤去物の想定数量・想定項目は「別紙-7」のとおりとする。	
	工事用材料に関する事項	工事用材料に関する事項	・ウォータージェット工法およびボーリング調査に使用する水については、清水（水道水）を本工事および本業務にて準備するものとするが、下記に示す連絡等施設内の当社給水設備より給水する場合は有償とし、使用する場合は発注者に協議するものとする。なお、下記に示す単価は、現時点の単価であり、変更する場合がある。 ・連絡等施設名： - 三郷管理事務所敷地内 単価(税込み)：321円／m³ - 川口ジャンクション内(川口集約料金所) 単価(税込み)：250円／m³ - 和光北IC 単価(税込み)：202円／m³	
		支給材料および貸与品	・契約書第15条第1項に基づく貸与品は、以下のとおりとする。 ・高速道路本線での規制を計画する場合は、標識車・車載式標識・矢印板、規制標識等の標識等安全施設の使用予定数量、予定時期を発注者と協議し、貸与するものとする。 ・仮設防護柵（H鋼置き式H=775、L=4m）については、浅羽高架橋下資材置場（埼玉県坂戸市花影町）にて672m分、岩槻高架橋下資材置場（埼玉県さいたま市岩槻加倉）にて28m分、菖蒲高架橋下資材置場（埼玉県久喜市菖蒲町台）にて164m分、合計864mを令和9年4月から工事期間中貸与可能である。	
	支障物件		・本業務では、必要に応じて現地詳細調査を行う。 ・設計・施工に際し、支障となる電源・通信ケーブル等の移設が必要な場合は、発注者との協議により支障移転設計を本業務に追加する場合がある。 ・支障物件の移設を極力回避した施工計画を立案する。なお、発注者管理の電源・通信ケーブル等の移設・撤去・復旧が必要な場合は、本工事にて行うこととする。発注者以外が管理する電源・通信ケーブル等の移設・撤去・復旧は、本工事では行わないことを基本とするが、管理者との協議結果により本工事に追加する場合がある。 ・設計・施工の際に支障物件が支障とならない場合においても、構築物と近接する場合は管理者との協議結果により、構築物の防護を本工事に追加する場合がある。 ・発注者管理の電源・通信ケーブル等が施工の際に支障または近接する際は、損傷事故を未然に防止するため「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和5年8月）」に準じ、施工計画を立案する。 ・発注者以外が管理する電源・通信ケーブル・水道管・ガス管・架空線等が施工の際に支障または近接する際は、損傷事故を未然に防止するため「架空線等上空施設および地下埋設物関連事故防止マニュアル[Ver.1.2]（平成28年10月）」に準じ、施工計画を立案する。 ・技術提案書作成段階での概算額算出について、設計・施工の支障となる電源・通信ケーブル等の試掘・移設・復旧の設計・施工に要する費用は計上しないこと。	
	その他		・関係機関との協議に必要な検討および資料作成は、発注者の指示により適宜実施すること。 ・関係機関協議に伴い、設計条件・施工条件等の変更があった場合は、発注者の指示に従うものとする。 ・本条件書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して定める。	

○基本条件書

大項目	中項目	小項目	内容	備考
参考図			・参考図（補強対象・補強工法）は参考案であり、補強対象・補強工法は貸与資料を参照すること。	
大泉 J C T B ランプ橋	設計・施工条件		・P1橋脚の施工は、桁下空間の占用物（管理者：練馬区）への影響を最小限に抑えた施工方法とすること。練馬区との協議より、占用物に施工影響が及ぶ場合の撤去・移設は占用者の練馬区が行うこととし、占用物の撤去・移設完了まで2年から3年を要する。 ・P1～P2橋脚間には、桁下空間への出入口である門扉（管理者：練馬区）が設置されており、施工時において、門扉の撤去は可能だが桁下空間への出入用門扉の復旧、または代替設備が必要である。 ・P1～P5橋脚に隣接する練馬区一般区道462号線および練馬区一般区道525号線は速度抑制設備が設置されており、施工時において、速度抑制設備の撤去は可能だが一般車両通行時には速度抑制設備の復旧、または代替設備が必要である。 ・A2橋台前面の練馬区一般区道527号線歩道部を占用して施工を行う場合は、道路管理者との協議結果により別途指示する。	
和光高架橋	設計・施工条件		・P1～P16橋脚の施工着手可能時期は「別紙-8」のとおりとする。 ・A1～P9橋脚の施工は、新倉PAの運用への影響を最小限に抑えた施工方法とすること。 ・新倉PA閉鎖が必要な橋脚は、新倉PA閉鎖期間中（令和10年10月～令和11年3月末）に施工可能である。（「別紙-8」のとおり） ・P4～P9橋脚の施工は、新倉PA床版への影響を最小限に抑えた施工方法とすること。 ・P8～P9橋脚の施工は、P8～P9橋脚間で東京外環自動車道 三郷 I C 電気室改築工事でNEXCO施設の雪氷詰所を建設中のため令和9年9月末まで着手不可とする。 ・P9～P10橋脚間の松ノ木島交差点における国道 2 5 4 号和光富士見バイパスに通じる国道 2 9 8 号の右折 2 車線は、1 車線を夜間車線規制可能とする。 ・P11～P17橋脚は、東京外環プロジェクトおよび東京外環自動車道 幸魂橋耐震補強工事と工事範囲が重複または隣接しているため、隣接工事との施工調整を行う必要がある。	
和光北 I C C ランプ橋	設計・施工条件		・P6L～P8L橋脚間は東京外環プロジェクトの工事用道路が交差しており、P7L,P9L～P10L橋脚は工事用道路が近接している。（別紙-8のとおり） ・P6L～P10L橋脚は、東京外環プロジェクトおよび東京外環自動車道 幸魂橋耐震補強工事と工事範囲が重複または隣接しているため、隣接工事との施工調整を行う必要がある。	
美女木高架橋	設計・施工条件		・P11,P13,P16,P18,P21,P24橋脚の施工は、令和9年10月末まで着手不可とする。	
中山道橋	設計・施工条件		・P51,P52,P55,P56,P57,P58橋脚のボックスカルバート上の敷地は、国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所が管理している。施工ヤードとしての使用は可能であるが、管理者より条件が付された場合は、協議結果により別途指示する。 ・P52,P55,P56橋脚の施工には、国道298号のBOXカルバートへの影響を最小限に抑えた施工方法とすること。BOXカルバートを取壊す必要がある場合は、国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所と協議結果により別途指示する。 ・P51,P52橋脚間の、さいたま市道D570号線およびさいたま市道D571号線の歩道部は、施工ヤードとしての使用は可能であるが、管理者より条件が付された場合は、協議結果により別途指示する。 ・P55,P56橋脚間の、国道17号中山道の歩道部は、施工ヤードとしての使用は可能であるが、管理者より条件が付された場合は、協議結果により別途指示する。 ・P57,P58橋脚間の、さいたま市道F394号線およびさいたま市道F496号線の歩道部は、施工ヤードとしての使用は可能であるが、管理者より条件が付された場合は、協議結果により別途指示する。	

○基本条件書

大項目	中項目	小項目	内容	備考
外環浦和 I C C ランプ橋	設計・施工条件		・P6橋脚は、文蔵フィットネス広場内にあり、さいたま市との協議より敷鉄板などで養生を実施すれば、広場内への日中の車両進入可能である。なお、吊足場等を設置し広場上空で作業する場合は、作業床直下部への立入禁止措置を行うこと。 ・P6橋脚は国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所管理の橋脚で、上部工はNEXCO管理である。 ・P7～P11橋脚間の高架下用地は国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所が所有し、うらわ自動車教習所が占有している。 ・施工対象橋脚とコース内道路との離隔は「別紙-9」のとおりとし、教習所の営業を阻害しないよう日々復旧となる施工計画を立案すること。 ・P10橋脚は、教習用信号機が近接しているため、施工の際に支障となる場合は、代替設備等の検討を行うこと。 ・P12橋脚の高架下用地は、国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所が所有しており、施工ヤードとして使用する際には管理者との協議結果により別途指示する。 ・P12橋脚の施工は、令和9年3月末まで着手不可とする。 ・P12橋脚の柱周りの底版上に建設時、上部工架設に使用したバント基礎が存置されている。 ・P12橋脚は、うらわ自動車教習所坂道発進用の擁壁と近接しており、施工時は現況の2車線確保することを前提とするが、事前協議結果より1車線を施工帯として利用可能とする。なお、P12橋脚と擁壁の離隔は「別紙-9」のとおりとする。 ・P12橋脚の施工にあたっては、見沼代用水土地改良区が管理する新曽用水と近接している（最小離隔700mm程度）ことから、新曽用水への影響を最小限に抑えた施工方法とすること。また、事前協議結果より、新曽用水は施工前後のひび割れ等調査が必要である。 ・新曽用水の直上部は、見沼代用水土地改良区の区域である。区域内での作業は農閑期（10月1日～3月31日）とする。 ・P12橋脚と近接する川口市道芝第61号線の歩道部は、事前協議より車道部を横断させる切回しを許可されていないため、歩道部への施工影響を最小限に抑えた施工方法とすること。施工の際に歩道に影響が及ぶ場合は、道路管理者との協議結果により別途指示する。 関係機関協議先は以下の通り ・うらわ自動車教習所 施工可能時間 21:00～翌5:00 毎週日曜日21:00～翌々日5:00(※) ※毎週月曜日が休業日のため ※繁忙期である2、3月は、月曜日の施工可能時間は 21:00～翌5:00 とする。 ・見沼代用水土地改良区 ・国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所 ・さいたま市 ・川口市	
芝西高架橋	設計・施工条件		・P5橋脚は川口市管理のゴリラ公園内にある。公園内のBMX練習場は撤去可能だが、復旧方法は協議結果により別途指示する。公園内を施工ヤードとして利用する場合は管理者との協議結果により別途指示する。	
芝東高架橋	設計・施工条件		・P29,P30,P33,P34橋脚のボックスカルバート上の敷地は、国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所が管理している。施工ヤードとしての使用は可能であるが、管理者より条件が付された場合は、協議結果により別途指示する。 ・P29,P30,P33,P34橋脚の施工は、国道298号のBOXカルバートへの影響を最小限に抑えた施工方法とすること。BOXカルバートを取壊す必要がある場合は国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所との協議結果により別途指示する。 ・P34橋脚の施工は、見沼代用水土地改良区が管理する見沼代用水西縁への影響を最小限に抑えた施工とすること。また、見沼代用水西縁直上部は、見沼代用水土地改良区の区域であり、区域内での作業は農閑期（10月1日～3月31日）とする。 ・P29,P30橋脚間の、川口市道幹線第38号線の歩道部は、施工ヤードとしての使用は可能であるが、管理者より条件が付された場合は、協議結果により別途指示する。 ・P33,P34橋脚間の、県道35号川口上尾線の歩道部は、施工ヤードとしての使用は可能であるが、管理者より条件が付された場合は、協議結果により別途指示する。	
伊刈高架橋	設計・施工条件		・P45橋脚の左柱の施工にあたっては、さいたま県土整備事務所に管理する藤右衛門放水路と近接していることから、藤右衛門放水路への影響を最小限に抑えた施工方法とすること。	

○基本条件書

大項目	中項目	小項目	内容	備考
芝川橋	設計・施工条件		・P75橋脚は、さいたま県土整備事務所が管理する芝川の河川区域内に位置するが、事前協議結果より現況堤防天端より堤内地側での施工であれば出水期での施工は可能である。なお、著しく堤体を弱める施工を行う場合は、河川管理者との協議結果より別途指示する。また、堤外地での施工を行う場合は非出水期施工（11月1日～5月31日）とすること。 ・P75橋脚の右柱の施工に際しては、さいたま県土整備事務所が管理する藤右衛門放水路と近接していることから、藤右衛門放水路への影響を最小限に抑えた施工方法とすること。 ・P75橋脚はフーチング上面からの土被りが厚いことからライナープレートによる掘削を想定しているが、掘削に伴う供用路線への影響を最小限に抑えた施工方法とし、必要に応じて対策工を講じること。	
道合西高架橋	設計・施工条件		・P85,P86橋脚のボックスカルバート上の敷地は、国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所が管理している。施工ヤードとしての使用は可能であるが、管理者より条件が付された場合は、協議結果により別途指示する。 ・P85,P86橋脚の施工にあたっては、国道298号のBOXカルバートへの影響を最小限に抑えた施工方法とすること。BOXカルバートを取壊す必要がある場合は国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所との協議結果により別途指示する。 ・P85,P86橋脚間の県道1号さいたま川口線および県道34号さいたま川口線の歩道部は、施工ヤードとしての使用は可能であるが、管理者より条件が付された場合は、協議結果により別途指示する。	